

福井県知事の意見	事業者の見解
1. 全般的事項 (1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。	対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備配置等の事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載いたします。
(2) 事業実施想定区域およびその周辺には、他事業者による風力発電事業が計画されており、環境影響評価手続中であることから、今後、事業者間での十分な協議・調整を踏まえた事業計画の検討が行われなければ、環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮した上で、事業の内容を検討すること。その結果は(1)の検討経緯等と併せて図書に記載すること。 また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討すること。 そのほか、2の個別事項について、本事業の実施により、重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。	本事業者として、他事業との環境負荷の低減をめざし、事業実施想定区域内での風車設置場所等について協議・調整を実施してまいりましたが、現時点では合意に至らなかったため、本事業と他事業の対象事業実施区域をすみわけて方法書以降の手続きを進めるなど、重複状況を改善するための積極的な対応が困難な状況となりました。 このため、本事業と他事業の対象事業実施区域や風力発電機の設置予定場所が重複する可能性をできるだけ減らすとともに、本事業の風力発電機の設置基数をできるだけ減らすことにより、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り低減していきたいと考え、配慮書の事業実施想定区域の拡張や絞り込み、風力発電所の出力や風力発電機の基数の見直しを行い、対象事業実施区域の変更経緯等を「7.2.2 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討経緯」に記載しました。 また、累積的影響があると判断した場合には、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備配置等を検討いたします。 2の個別事項については、本事業の実施により、重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、事業計画の見直しを検討いたします。

福井県知事の意見	事業者の見解
(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討いたします。
(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。 また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、説明および意見の聴取に努めること。	環境影響評価に係る調査等の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映いたします。 また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、説明および意見の聴取に努めます。

福井県知事の意見	事業者の見解
2. 個別事項 (1) 騒音、超低周波音および風車の影 風力発電機設置予定範囲の近隣に複数の住居が存在しているため、それらに対する騒音および風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備配置等の検討を行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。 また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。	風力発電設備配置等の検討を行う際は、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減いたします。 また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または極力低減いたします。
(2) 動物（鳥類およびコウモリ類） 事業実施想定区域およびその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているテングコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。 また、事業実施想定区域を含む丹生山地内に設置されている環境省の鳥類観測 1 級ステーションでは、サシバやハチクマといった希少猛禽類をはじめ小型鳥類からコウノトリを含む大型鳥類までの多様な鳥類の大規模な移動が確認されていることから、この地域は全国的に重要な渡り経路となっていると考えられる。 そのため、事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。 これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成 24 年 12 月環境省）に基づくことはもちろん、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。 渡り鳥の調査については、個体数が最大になる時期を中心に十分な調査期間を設け、夜間の渡りも対象とするともに、調査対象が丹生山地を通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意の上、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法をとること。 これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。	鳥類の現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（環境省、平成 24 年 12 月）に基づき、また鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映いたします。 渡り鳥の調査につきましては、専門家の意見等を参考に個体数が最大になる時期を中心に調査期間を設定し、夜間の渡りも対象とするともに、調査対象が丹生山地を通過する全個体数の一部であること、渡りの経路は年によって変化することを十分に留意し、渡りの実態を適切に把握し、影響を評価できる方法をとるように努めます。 また、これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減いたします。

福井県知事の意見	事業者の見解
(3) 動物、植物および生態系 事業実施想定区域およびその周辺では、自然公園、自然林、福井のすぐれた自然に選定されている「丹生山地」およびカモシカ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。また、事業実施想定区域の一部が保安林に指定されている。 そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。 このため、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。 また、植生の変化に伴うシカの増加等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。 これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。	動物、植物および生態系の現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映いたします。 現地調査により自然度の高い植生が存在する場合には、区域を明らかにし、重要な種の生息・生育状況を把握いたします。 植生の変化に伴うシカの増加等による生態系などへの影響については、専門家の意見を聴取し調査等を適切に実施いたします。 これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減いたします。
(4) 景観 以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、景観への影響を回避および極力低減すること。 その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等の意見の把握に努めること。	景観について眺望点等の選定、調査等を適切に行うとともに、風力発電設備配置等の検討を含め、景観への影響を回避または極力低減いたします。 その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等の意見の把握に努めます。
① 自然公園の景観 事業実施想定区域には、越前加賀海岸国定公園の第 2 種特別地域および第 3 種特別地域が存在していることから、直接改変に伴う自然公園の景観に対する重大な影響を回避または極力低減するよう事業計画を検討すること。	本事業では、第 2 種特別地域および第 3 種特別地域に含まれる既設道路を拡幅検討範囲として対象事業実施区域に含めていることから、直接改変に伴う自然公園の景観に対する重大な影響を回避または極力低減するよう事業計画を検討いたします。

福井県知事の意見	事業者の見解
②主要な眺望点からの眺望景観 事業実施想定区域およびその周辺には、国見岳や公園計画に位置付けられている主要な眺望点が存在していることから、これらの眺望点の利用状況や公園計画の内容等を踏まえ、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、主要な眺望方向および水平視野も考慮した客観的な予測および評価を行うこと。 また、あわせて海岸線の利用動線である公園事業道路や長距離自然歩道についても現地調査等の上、眺望点として選定すること。	本事業では、国定公園内に風力発電機を設置する計画はないため、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年 3 月）の適用対象外と理解しておりますが、同ガイドラインに示された予測の手法や環境保全措置を参考にして予測や保全措置の検討を行います。 また、海岸線の利用動線である公園事業道路や長距離自然歩道についても、利用状況や眺望状況を踏まえ、眺望点として選定することを検討いたします。
③その他の景観資源および囲繞景観 事業実施想定区域は、福井市景観基本計画で「山並み景観形成ゾーン（国見岳エリア）」に該当し、特に海岸景観については「海岸線およびその背後の緑豊かな山並みが一体となって織りなす」景観の保全が掲げられていること、また、当区域周辺に存在する「福井ふるさと百景」選定地、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響が懸念されるため、これらについて配慮すること。	福井市景観基本計画における「山並み景観形成ゾーン（国見岳エリア）」や「福井ふるさと百景」選定地の内容を踏まえ、これらの景観に配慮するよう事業計画を検討いたします。
(5)人と自然との触れ合いの活動の場 人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。 特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である国見岳およびその周囲の直接改変は、重大な影響が懸念されるため、詳細な現地調査を行うとともに十分な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画に反映すること。	人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取りも含めた調査により現況を適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響を回避または極力低減いたします。 特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である国見岳およびその周囲については、詳細な現地調査を行うとともに適切な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画を検討いたします。

福井県知事の意見	事業者の見解
(6) 工事の実施に伴う環境影響 工事の実施に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。 特に、事業実施想定区域およびその周辺には、砂防指定地、土砂流出・土砂崩壊防止保安林、拡張の可能性がある既存道路に沿って二枚田川および簡易水道等給水区域が存在することから、森林伐採や土地改変に伴う濁水発生や土砂流出による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。 このため、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域の土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。	工事の実施に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行います。 特に、事業実施想定区域およびその周囲について適切な調査等を行い、土砂流出の可能性が高い地域の土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、工事の実施に伴う環境影響を回避または極力低減いたします。